

人間健康学部 人間健康学科

◆ 人間健康学部で取得できる教員免許状の種類と教科

免許状の種類	免許教科
中学校教諭一種免許状	保健体育
高等学校教諭一種免許状	保健体育

◆ 教職関係科目（自由科目）の履修制限単位

履修制限単位外で各学期16単位まで履修することができます。

※「教育実習事前指導」1単位・「教育実習（一）」2単位・「教育実習（二）」2単位は含まず。

◆ 教員免許状取得に必要な単位

免許状を取得するにあたっては、次の①～③の条件を充たす必要があります。

- ① 学士の資格を有する（学部を卒業する）こと
- ② 下記A～Dの所定の単位を修得すること

A 文部科学省令に定める科目 8単位	B 教職に関する科目 中学33単位以上 高校29単位以上 ※必修科目の修得が条件	C 教科に関する科目 20単位以上 ※必修科目の修得が条件 ※教科別に修得が必要	D 教科又は教職に関する科目 ※必修科目はなし (任意選択)
---------------------------------	---	---	--

右の合計59単位の計算に含めません。

B + C + D の合計が59単位以上になるよう修得すること。

③ 介護等体験を終えること（中学校教諭免許状取得の場合のみ）

小学校または中学校教諭普通免許状取得申請にあたっては、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」により、社会福祉施設5日間、特別支援学校2日間の合計7日間の介護等体験を行い、体験先機関が発行する証明書が必要となります。

（注）介護等体験は、3年次以上で実施します。事前指導に出席することが必須条件となります。

A～**D** の科目の詳細は、以下を参照してください。

A 文部科学省令に定める科目（教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目）

文部科学省令に定める科目	法定単位	左記に対応する本学の授業科目	単位数	備考	(注1)
日本国憲法	2	日本国憲法	2		★
体育	2	健康・スポーツ科学実習 a (各種目)	1	「健康・スポーツ科学実習a(各種目)」、「健康・スポーツ科学実習b(各種目)」、「健康・スポーツ科学実習c(各種目)」の3科目のうち、いずれか1科目を含めて、これら4科目より2単位以上を修得	
		健康・スポーツ科学実習 b (各種目)	1		
		健康・スポーツ科学実習 c (各種目)	1		
		健康・スポーツ科学論	2		
外国語コミュニケーション	2	英語 I a	1		
		英語 I b	1		
情報機器の操作	2	基礎からの情報処理	2		

(注1) 教育実習履修条件科目。教育実習を4年次で履修する前年度までに★印の科目は、必ず修得すること。

B 教職に関する科目

[必修科目]

免許法施行規則第6条の科目名	左記科目に含めることが必要な事項	法定単位数		左記に対応する 本学の授業科目	本学の必修単位数		配当年次	備考	(注5)
		中	高		中	高			
教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	2	2	教職概説	2	2	1		◇
	教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)								
	進路選択に資する各種の機会の提供等								
教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	6	教育原理	2	2	1		◇
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項			教育制度論	2	2	2		◇
				人権教育論	2	2	2		★
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)			教育心理学	2	2	2		◇
教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	12	6	カリキュラム開発論	2	2	3	(注1)	
	各教科の指導法			教科教育法(一)	2	2	2		★
				教科教育法(二)	2	2	2		★
	道徳の指導法			道徳教育の理論と方法	2	—	2	(注2)	
	特別活動の指導法			特別活動論	2	2	2		
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)			教育方法・技術論	2	2	2		◇
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	4	4	教育相談論	2	2	2		
	生徒指導の理論及び方法			生徒・進路指導論	2	2	3		
	進路指導の理論及び方法								
教育実習		5	3	教育実習事前指導	1	1	3	(注3)	★
				教育実習(一)	2	—	3・4	(注2)	
				教育実習(二)	2	2	4		
教職実践演習		2	2	教職実践演習(中等)	2	2	4	(注4)	
合計		31	23		33	29	—		

(注1) 取得希望免許教科に関する各教科教育法(一)(二)が必修。

(注2) 高等学校免許取得希望者が、当該科目を修得した場合は、その単位を「教科又は教職に関する科目」の単位に算入することができます。

(注3) 「教育実習事前指導」を履修する学期に、次年度教育実習受講資格取得見込みであることが必要です。

(注4) 「教職実践演習(中等)」を履修する学期に、教員免許状を取得見込みであることが必要です。

(注5) 教育実習履修条件科目。教育実習を4年次で履修する前年度までに「★印=すべて修得」「◇印=該当科目から2科目4単位以上修得」すること。

[選択科目] 教科教育法を修得する場合は、取得希望免許教科に関するものを修得すること。

授業科目	単位数
保健体育科教育法(三)	2
保健体育科教育法(四)	2